

ID: 260

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

処分の概要	使用権の承継		
例規名 根拠条項	名寄市墓地条例 第10条		
例規番号	令和2年条例第42号		
<p>【根拠条文】 (使用権の承継等) 第10条 墓所の使用権は、使用者の相続人又は親族等であつて祭祀を主宰する者に限り、市長の許可を得てこれを承継することができる。 2 前項に定める場合を除くほか、墓所の利用権は、他人に譲渡し、又は転貸することができない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日